

京都市告示第 99 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定しますので、同条例第3条第1項の規定に基づき、告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年4月28日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	岩倉水0362号	京都市左京区岩倉長谷町452番地先 京都市左京区岩倉長谷町444番地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)